

H-21030

令和3年9月2日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について

1. はじめに

加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請では、新規制基準対応工事を段階的に行い基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して前半申請の設工認申請を5分割で行うこととしている。先行申請については認可後工事に着工しており、工事が完了したものについては使用前事業者検査を実施しているが、その準備作業である検査要領書の作成過程において、設工認申請書の記載内容に誤記が認められた。このため、検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請書の記載について総点検を実施した。

2. 確認体制、確認方法

(1) 確認体制

使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請体制と同様の体制の下、総点検を実施した。

(2) 確認対象・確認方法

・確認対象

第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）

第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）

第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）

第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可）

・確認方法

検査に必要な情報が適切にされているかの観点で、仕様表、材料一覧、検査項目に係る記載内容の整合性を相互に確認した。

3. 確認結果

総点検の結果、第1次申請、第2次申請については申請内容に対して変更が必要な箇所は確認されなかった。

第3次申請、第4次申請については、次の点について記載の不備が確認された。

①判定基準の適正化

②検査の方法の誤記

③材料表の誤記

④仕様の誤記

⑤材料表の材料適正化

上記結果の該当箇所、変更内容、適合性評価への影響を表-1に示す。



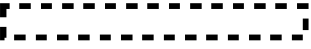
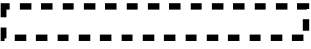
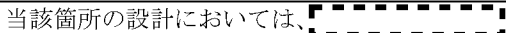
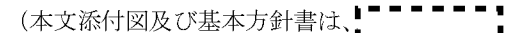
この結果を踏まえ、申請書における具体的な変更内容を添付資料-1に示す。（既申請内容に対する変更点を下線又は雲マークで示す。）


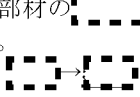
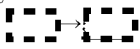

4. 今後の対応

総点検の結果、確認された記載内容の誤記等については是正する変更を行う。本変更は、加工施設の保全上支障のない変更であり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定する軽微な変更に該当するため、法第16条の2第5項の規定に基づき届け出る。

以上

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧

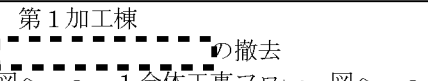
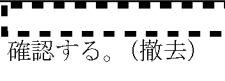
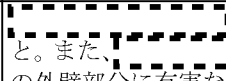
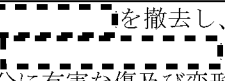
No.	申請次数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
1	第3次	140	表へ-2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (1/8) 検査3-1 員数	①	判定基準を以下のとおりに変更する。 各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数が別表へ-2-1-2で示す数量以上であること。 ↓ 各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数が、別表へ-2-1-2及び別表へ-2-1-3で示す数量以上であること。	当該表中の判定基準で用いる表番号記載の適正化であり、適合性評価への影響はない。
2	第3次	145	表へ-2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (6/8) 検査8-6 材料	②	判定基準を以下のとおりに変更する。 鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-5のとおりであること。 ↓ 鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-6のとおりであること。	当該表中の判定基準で用いる表番号の修正であり、適合性評価への影響はない。
3	第3次	146	表へ-2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (7/8) 検査8-14 材料	②	検査の方法を以下のとおりに変更する。 新設する防火区画  の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造) ↓ 新設する防火区画  の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	当該表中に記載している室名の修正であり、適合性評価への影響はない。
4	第3次	218	別表リ-3-1-1 防護壁 防護 No.1 の構造 コンクリート充填扉	③	図リ-a-3-3 個別工事フローの検査3-1材料の検査のため、別表リ-3-1-1 防護壁 防護 No.1 の構造のコンクリート充填扉の主フレームの仕様を以下のとおりに変更する。 主フレーム：  ↓ 主フレーム： 	当該箇所の設計においては、  で評価を実施しているため、適合性評価への影響はない。 (本文添付図及び基本方針書は、  としている。)

No.	申請次数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
5	第3次	264	表リ-2表 建物・構築物に係る 検査の方法(4/4) 検査4 配置	②	検査の方法を以下のとおりに変更する。 <u>遮蔽壁No.1</u> と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。 ↓ <u>防護壁No.1</u> と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。 <u>遮蔽壁No.1</u> と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。 ↓ <u>防護壁No.1</u> と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	当該表中に記載している対象施設名称の修正であり、適合性評価への影響はない。
6	第4次	40 221	別表ハ-2-1-1(1/2) 第2加工棟の改造の仕様(外壁の改造)及び 図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1	③	図ハ-a-1-1 個別工事フローの検査1-1材料及び検査1-2寸法の検査のため、以下のとおりに変更する。 2階及び3階はり型部 ↓ 2階、3階及び4階はり型部	当該箇所の設計においては、4階はり型部も含めて評価を実施しており、図面上も4階はり型部に配筋等が図示されているため、適合性評価への影響はない。
7	第4次	287	図ハ-2-1-4-6(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(1階)2	④	第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法(3/4)(a. 第2加工棟:検査(既設部分))の防火戸の作動検査のため、図ハ-2-1-4-6(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(1階)2の既設扉1-ソについて、備考を以下のとおりに変更する。 	火災評価に該当する項目であるが、特定防火設備の作動方式のみの修正であり、適合性評価への影響はない。
8	第4次	305	図ハ-2-1-4-22 第2加工棟 4-1 改造鋼建具詳細図部材表	③	図ハ-a-1-2 個別工事フローの検査2-1 材料の検査のため、図ハ-2-1-4-22 第2加工棟 4-1 改造鋼建具詳細図 部材表の使用材料の断面図の寸法値を、当該部材の  に合わせて以下の数値に変更する。 	当該箇所の設計においては、別表ハ-2-1-2(2/2)の扉番号4-1にも記載のとおり、  で評価を実施しているため、適合性評価への影響はない。

No.	申請回数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
9	第4次	380	表ニ-2-1 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部 材料一覧 ・ストッパの取付ボルト ・ガイド1の取付ボルト ・ガイド2の取付ボルト	⑤	材料一覧の材料を以下のとおりに変更する。 ステンレス鋼 [] → ステンレス鋼 []	JIS B 1054-1「耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質-第1部:ボルト, 小ねじ及び植込みボルト」に従い、ステンレス鋼製ボルトの材料は強度区分で表すのが適切であるため、材料を修正する。 当該ボルトの設計においては許容値として [] の耐力 [] を適用しているが、強度区分 [] のボルトの耐力は [] であり、設計における許容値の方が保守的であるため適合性評価への影響はない。
		384	表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧 ・ガイド2の取付ボルト ・ガイド3の取付ボルト			
		447	表ニ-1 2-1 (別表1) ペレット一時保管台 材料一覧 ・ストッパ1の取付ボルト ・ストッパ2の取付ボルト			
		649	表チ-2-1 (別表1) モニタリングポスト No.1 材料一覧 ・取付ボルト			
		653	表チ-3-1 (別表1) モニタリングポスト No.2 材料一覧 ・取付ボルト			

添付資料－ 1

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（1/8）

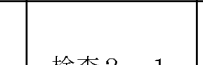


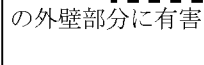
検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準	
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)		図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。	
a. 第1加工棟 ②  の撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)		 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。	
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)			各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へー2-1-2のとおりであること。 ⁽³⁾
		材料	アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)			
	員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数を目視により確認する。(改造)		各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数が別表へー2-1-2で示す数量以上であること。		
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。		
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へー2-1-1のとおりであること。 ⁽³⁾		
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へー2-1-2のとおりであること。		
	据付	アンカーボルト（補強タイプ2Aの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)		アンカーボルト（補強タイプ2Aの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の径、本数が別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3のとおりであること。		
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造) (既設)		床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。		

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（1/8）

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾ ⁽²⁾		判定基準	
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)		図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。	
a. 第1加工棟 ②  の撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)		 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。	
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)			各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へー2-1-2のとおりであること。 ⁽³⁾
		材料	アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)			
	員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数を目視により確認する。(改造)		各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数が、別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3で示す数量以上であること。		
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。		
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へー2-1-1のとおりであること。 ⁽³⁾		
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へー2-1-2のとおりであること。		
	据付	アンカーボルト（補強タイプ2Aの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)		アンカーボルト（補強タイプ2Aの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の径、本数が別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3のとおりであること。		
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造) (既設)		床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。		

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー２表 建物・構築物に係る検査の方法（６／８）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第１加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へー a - 1 全体工事フロー、図へー a - 1 - 8 個別工事フロー参照)	検査 8 - 4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 ~ 図へー 2 - 1 - 3 7 のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 のとおりであること。
	検査 8 - 5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー 2 - 1 - 3 5 - 1 のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー 2 - 1 - 3 5 - 1 のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 のとおりであること。
	検査 8 - 6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査 8 - 7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー 2 - 1 - 5 のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査 8 - 8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー 2 - 1 - 4 5 のとおりであること。 ⁽³⁾
		寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図へー 2 - 1 - 4 5 に示す壁厚さ以上であること。 ⁽³⁾
	検査 8 - 9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が 24 N/mm ² 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査 8 - 1 0	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査 8 - 1 1	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー２表 建物・構築物に係る検査の方法（６／８）


検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第１加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へー a - 1 全体工事フロー、図へー a - 1 - 8 個別工事フロー参照)	検査 8 - 4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 ~ 図へー 2 - 1 - 3 7 のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 のとおりであること。
	検査 8 - 5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー 2 - 1 - 3 5 - 1 のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー 2 - 1 - 3 5 - 1 のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー 2 - 1 - 3 5 - 2 のとおりであること。
	検査 8 - 6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査 8 - 7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー 2 - 1 - 6 のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査 8 - 8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー 2 - 1 - 4 5 のとおりであること。 ⁽³⁾
		寸法	型枠の内寸（コンクリート寸法）を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸（コンクリート寸法）が図へー 2 - 1 - 4 5 に示す壁厚さ以上であること。 ⁽³⁾
	検査 8 - 9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が 24 N/mm ² 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査 8 - 1 0	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査 8 - 1 1	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-14	材料	新設する防火区画 () の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。
			検査8-15	外観
	a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)
員数			梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。
検査9-2		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 ⁽³⁾

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-14	材料	新設する防火区画()の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。
			検査8-15	外観
	a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)
員数			梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。
検査9-2		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 ⁽³⁾

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No. 1 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			図リ-3-1-1 ~図リ-3-1-6
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No. 1 の構造


項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

図リ-3-1-1
～図リ-3-1-6

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート


第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm ⁽²⁾ であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリート充填扉の寸法が別表リ-3-1-1及び図リ-3-1-6のとおり ⁽²⁾ であること。
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 (図リ-a-3 全体工事フロー参照)	検査4	配置	遮蔽壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。
		配置	遮蔽壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm ⁽²⁾ であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリート充填扉の寸法が別表リ-3-1-1及び図リ-3-1-6のとおり ⁽²⁾ であること。
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 (図リ-a-3 全体工事フロー参照)	検査4	配置	防護壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。
		配置	防護壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

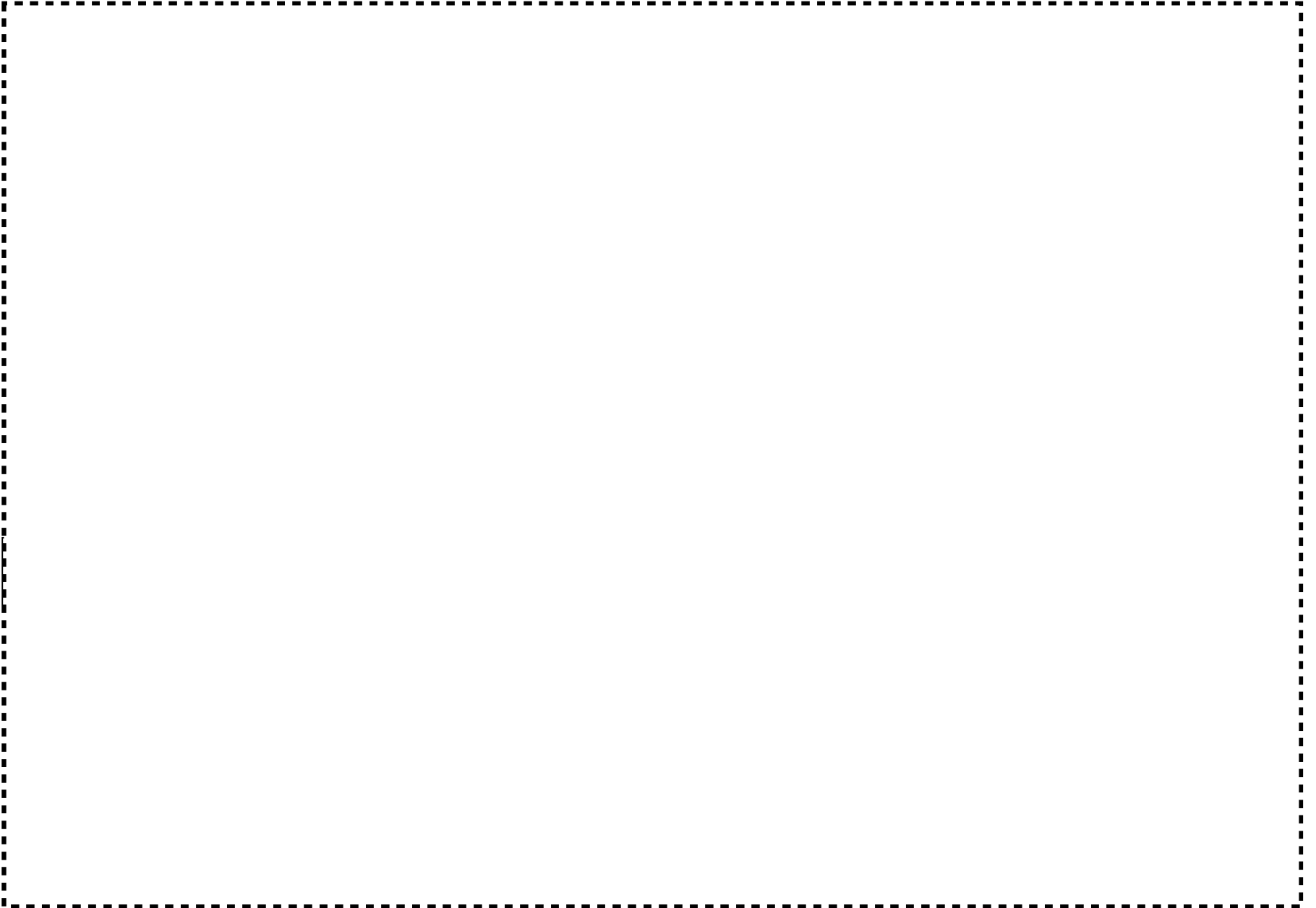
別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図	
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)	
		壁部			
		2 階はり型部			
		柱型部			
西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)	2 階及び3階はり型部		1		
					2 階及び3階壁部
					2 階及び3階柱型部

別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部		
		2階はり型部		
		柱型部		
	西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)	2階、3階及び4階はり型部	1	
		2階及び3階壁部		
		2階及び3階柱型部		

No. 6_変更前

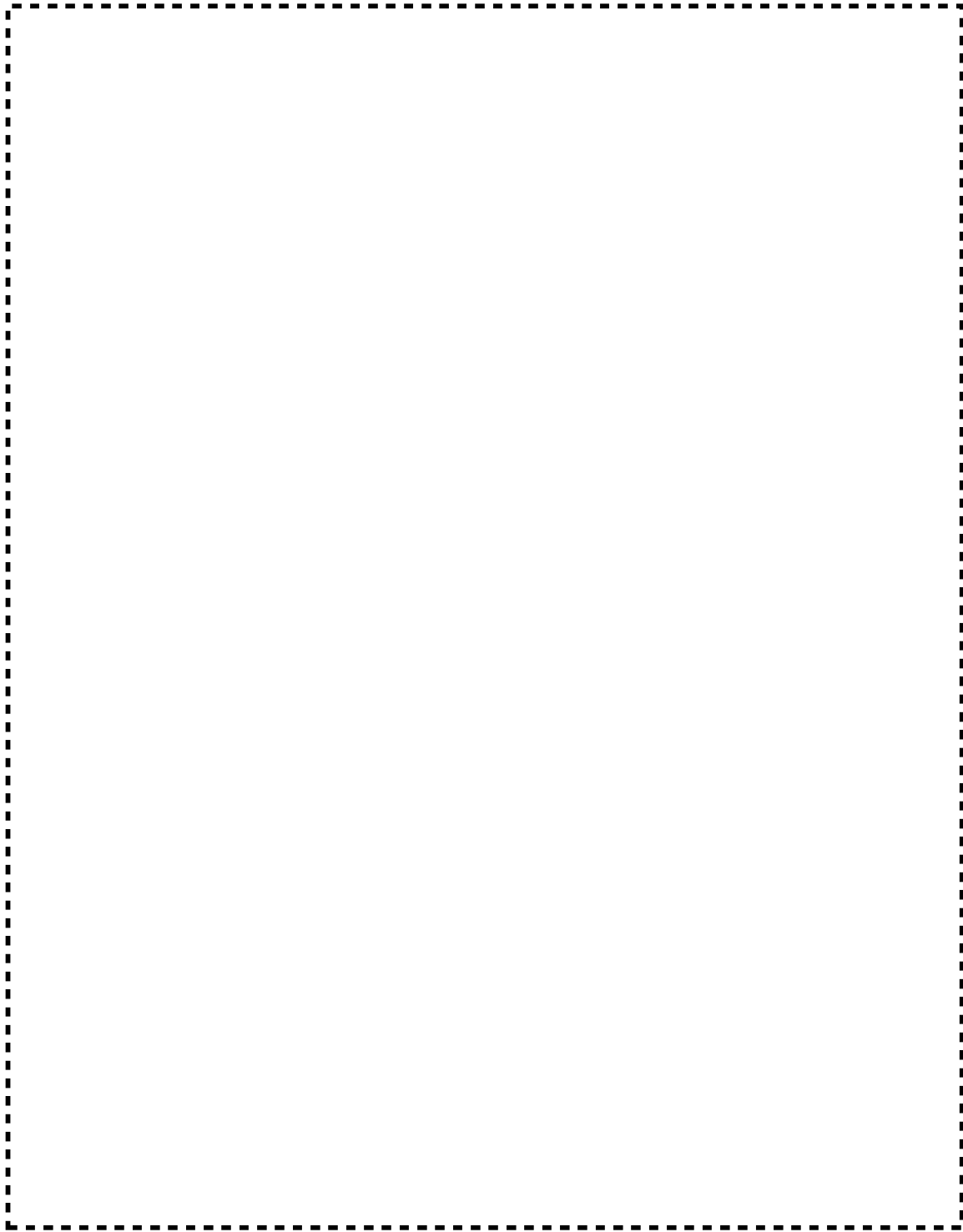


図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1



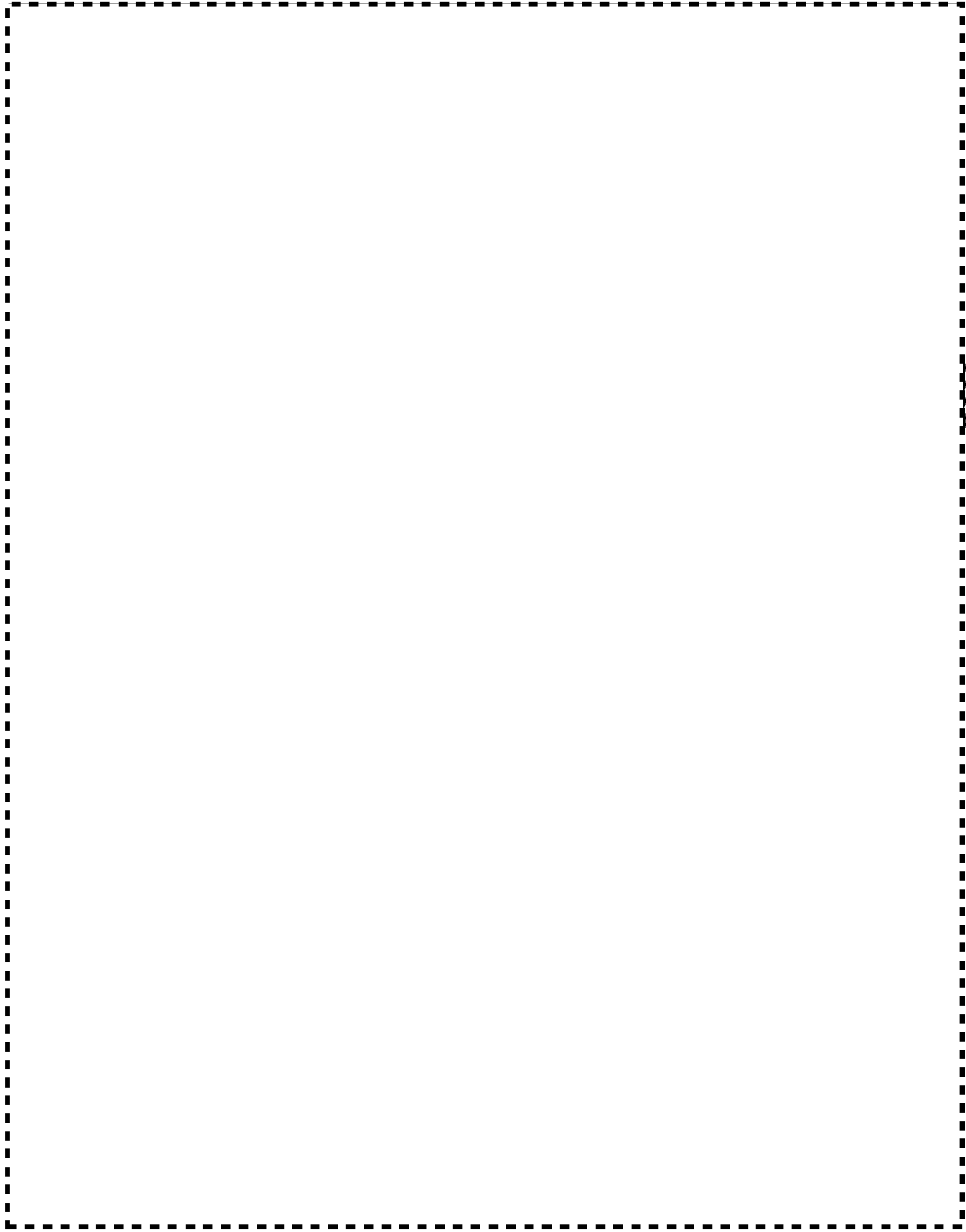
図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1

No. 7_変更前



(単位：mm)

図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2



(単位：mm)

図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2



図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表

表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所にて想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-1（別表 2）に示す。

表ニ-2-1（別表 1） ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート（難燃性）

■の強度を有する材料

表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所にて想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-1 (別表 2) に示す。

表ニ-2-1 (別表 1) ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)

■の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性)

* の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		図ニ-2-2
はりの追加	はり		
	接合ボルト		


* の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)


項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備


表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性)

*  の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		図ニ-2-2
はりの追加	はり		
	接合ボルト		

*  の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備


表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-12-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-12-1（別表2）に示す。

表ニ-12-1（別表1） ペレット一時保管台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト 高さ制限棒 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）

*  の強度を有する材料


表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-12-1	

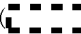
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-12-1（別表2）に示す。

表ニ-12-1（別表1） ペレット一時保管台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト 高さ制限棒 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）


*  の強度を有する材料

表チー 2-1 モニタリングポスト No.1 仕様


技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( μSv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) ⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、—:該当なし)
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。	
添付図	図チー 1、図チー 2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 2-1 (別表 4) に示す。

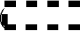
表チー 2-1 (別表 1) モニタリングポスト No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼 
	はり (架台)	ステンレス鋼
	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

表チー 2-1 (別表 2) モニタリングポスト No.1 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2-1

表チー 2 - 1 モニタリングポスト No.1 仕様


技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( μSv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) ⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リー 2 - 1 - 7 に、非常用電源設備接続の系統図を図リー 2 - 1 - 1 4 に示す。 以上を次表に示す。 (○ : 該当、— : 該当なし)
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。	
添付図	図チー 1、図チー 2 - 1、図リー 2 - 1 - 7、図リー 2 - 1 - 1 4	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 2 - 1 (別表 4) に示す。

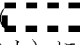
表チー 2 - 1 (別表 1) モニタリングポスト No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼
	はり (架台)	ステンレス鋼
その他	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼
	アンカーボルト	ステンレス鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

表チー 2 - 1 (別表 2) モニタリングポスト No.1 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2 - 1

表チー 3-1 モニタリングポスト No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。								
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( μSv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) ⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、—:該当なし) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</td> <td style="text-align: center;">バッテリーを内蔵</td> <td style="text-align: center;">非常用発電機に接続</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">モニタリングポストNo.2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.2	○	○	—	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
モニタリングポストNo.2	○	○								
—	—	—								
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。									
添付図	図チー1、図チー2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14									

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 3-1 (別表4) に示す。

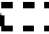
表チー 3-1 (別表1) モニタリングポスト No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼
	はり (架台)	ステンレス鋼
	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

表チー 3-1 (別表2) モニタリングポスト No.2 基礎の構造

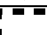




主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2-1

表チー 3-1 モニタリングポスト No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。								
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率  μSv/h を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) ⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、—:該当なし) <table border="1" data-bbox="619 1041 1401 1160"> <tr> <td>設備・機器名称 機器名</td> <td>バッテリーを内蔵</td> <td>非常用発電機に接続</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストNo.2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.2	○	○	—	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
モニタリングポストNo.2	○	○								
—	—	—								
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。									
添付図	図チー1、図チー2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14									

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 3-1 (別表 4) に示す。

表チー 3-1 (別表 1) モニタリングポスト No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼 
	はり (架台)	ステンレス鋼 
	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼 
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼 
	取付ボルト	ステンレス鋼 

表チー 3-1 (別表 2) モニタリングポスト No.2 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2-1